

2. 子ども・若者育成支援業務に携わる指導者等一覧

名 称	委 嘱 者 等	職 務 内 容	活 動 状 況	設置根拠法令等	所管課等	人 員 (年月日現在)
少年補導委員	少年補導センター 運営協議会会長 市長 市教育委員	地域における少年非行防止および健全育成活動を推進するため、街頭補導、少年相談、環境浄化活動等を行う。	少年補導センター単位	各少年補導センター設置条例要綱他	子ども・青少年局	1,265 (3.1.1)
青少年育成推進員	市 町 長	青少年の健全育成活動、家庭教育活動。	各市町単位	各市町条例・規則設置	子ども・青少年局	17 (3.1.1)
立入調査員 (青少年健全育成)	知 事	青少年の健全育成に関する条例に基づく営業者等の義務の履行を確保するための立入調査をする。	図書等取扱店、カラオケルーム・ネットカフェ等に対する立入の実施、事業所等に対する指導・啓発活動	滋賀県青少年の健全育成に関する条例	子ども・青少年局	401 (3.1.1)
薬物乱用防止指導員	薬物乱用対策推進本部長（副知事）	麻薬・向精神薬、覚醒剤、大麻、あへん、シンナー等の薬物乱用防止を目的とする啓発活動を行う	県、市町、市町教育委員会、各地域団体等の開催する会合、集合等に参加し薬物乱用防止についての啓発を行う。	滋賀県薬物乱用防止指導員設置要領	薬 務 課	430 (2.7.1)
少年指導委員	公 安 委 員 会	風俗営業および風俗関連営業等に関し、少年を指導し、健全な育成に資するための活動を行う。	盛り場等を中心に少年を指導するとともに、風俗営業等の営業者に対して少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の自粛等の協力要請を行う。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第38条	県警少年課	52 (3.1.1)
少年補導員	各警察署長等	地域ぐるみの非行防止活動の推進役として、指導および相談を行う。	日常生活を通じて、地域住民に対して、「愛のひとこえ」運動および環境浄化活動、あわせて、少年相談の受理等を行う。	—	県警少年課	1,045 (3.1.1)
保護観察官	法 務 大 臣 等	医学・心理学・教育学・社会学その他の更生保護に関する専門知識に基づき、保護観察、調査、生活環境の調整その他犯罪者及び非行少年の更生保護及び犯罪の予防に関する業務を行う。	地域の保護司と協働して保護観察に付された者に対する保護観察の実施、矯正施設に収容されている者の生活環境の調整、民間協力組織の育成及び犯罪予防活動等を行う。	更生保護法第31条	大津保護所	10 (3.1.1)

名 称	委 嘱 者 等	職 務 内 容	活 動 状 况	設置根拠法令等	所管課等	人 員 (年月日現在)
保 護 観 察 官	法 務 大 臣 等	医学・心理学・教育学・社会学その他の更生保護に関する専門知識に基づき、保護観察、調査、生活環境の調整その他犯罪者及び非行少年の更生保護及び犯罪の予防に関する業務を行う。	地域の保護司と協働して保護観察に付された者に対する保護観察の実施、矯正施設に収容されている者の生活環境の調整、民間協力組織の育成及び犯罪予防活動等を行う。	更 生 保 護 法 第 31 条	大 津 保 護 所 観 察 所	10 (3.1.1)
保 護 司	法 務 大 臣	犯罪者や非行少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与する。	保護観察に付された者に対する指導監督と補導援護を行い、その更生を助けるほか、矯正施設に収容されている者の生活環境の調整、地域の犯罪予防活動を行う。	保 護 司 法	大 津 保 護 所 観 察 所	473 (3.1.1)
社会教育指導員	市 教 育 委 員 会	青少年教育、人権（同和）教育、家庭教育等の社会教育における特定分野についての指導助言、学習相談または社会教育関係団体の育成等にあたる。	各市町におかれており、人権（同和）教育をはじめ、当該教育委員会から委嘱された社会教育の特定分野について指導助言を行う。	市 町 条 例 設 置	生 涯 学 習 課	15 (1.5.1)
ス ポ ー ツ 推 進 委 員	市 教 育 委 員 会	スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言を行う。	地域におけるスポーツの推進計画、年間行事計画への参与、大会の運営、審判、スポーツ教室での実技指導等を行う。	ス ポ ー ツ 基 本 法 第 3 2 条	入 木 〃 - ツ 課	550 (3.1.1)
民 生 委 員 会 児 童 福 祉 委 員	厚 生 労 働 大 臣	住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い社会福祉の増進に努める。	保護を必要とする児童や虐待を受けていると思われる児童を発見した場合は、子ども家庭相談センターなどの関係機関に通告するとともに、連携しながらその保護・支援にあたる。	民 生 委 員 法 第 3 条 児 童 福 祉 法 第 16 条	健 康 福 祉 課 政 策 子 ども 青 少 年 局	3,265 (うち大津市650) (3.1.12)
児 童 福 祉 司	知 事	子ども家庭相談センター所長の命を受け、子どもの福祉に関する相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行う等子どもの福祉増進に努める。	県下3か所の子ども家庭相談センターに配置され、担当地域などを持ち所内面接、家庭訪問等により相談に応じる。	児 童 福 祉 法 第 13 条	子 ども 〃 青 少 年 局	51 (2.4.1)

名 称	委 嘱 者 等	職 務 内 容	活 動 状 况	設置根拠法令等	所管課等	人 員 (年月日現在)
母子・父子自立 支 援 員	知 市	市長 母子家庭等の各種相談に応じ、その自立に必要な指導を行う等母子及び父子並びに寡婦の福祉の増進に努める。	5t	母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条	子 ども ・ 局 青 少 年	19 (3.1.1)
ひとり親家庭 福 祉 推 進 員	知 大 津 市	市長 市町ごとに配置し、福祉事務所、母子・父子自立支援員、民生委員等と連携を保ちながら母子家庭等の福祉の増進に努める。	母子・父子自立支援員の協力機関として、母子家庭や父子家庭、寡婦の実態を把握し、相談指導に当たるとともに、各種制度の活用支援を行う。	滋賀県ひとり親家庭福祉推進員設置要綱	子 ども ・ 局 青 少 年	265 (うち大津市54) (3.1.1)
婦 人 相 談 員	知	事 夫婦・家族間の問題、人間関係、配偶者からの暴力、生活関連問題、その他様々な問題について相談に応じ、必要な助言・指導をするほか、関係機関と連携を図りながら、指導や保護の必要な女性の発見に努める。	県下2か所の子ども家庭相談センターに常駐し、常に地方検察庁、警察、職業安定所、保健所等関係機関と密接な連絡をとり女性の相談指導にあたる。	売 春 防 止 法 第 35 条	子 ども ・ 局 青 少 年	4 (3.1.1)
家 庭 相 談 員	知	事 子どもと家庭の福祉に関する相談、助言、指導を行う。	健康福祉事務所内にある子ども家庭相談室に配置し、一般家庭の相談に応じる。(市では市福祉事務所内にある家庭児童相談室配置)	滋 賀 県 子 ども 家 庭 相 談 員 設 置 要 綱	子 ども ・ 局 青 少 年	2(市67) (2.4.1)
身 体 障 害 者 相 談 員	市 町	市長 身体に障害のある者の福祉の増進を図るため、身体に障害のある者の相談に応じ、及び身体に障害のある者の更生のために必要な援助を行う。	相談・援助については、市福祉事務所、町、民生委員、県健康福祉事務所、障害者更生相談所等の関係機関と緊密な連携を保ちながら遂行する。	身 体 障 害 者 福 祉 法 第 12 条 の 3	障 害 福 祉 課	150 (2.4.1)

名 称	委 嘱 者 等	職 務 内 容	活 動 状 况	設置根拠法令等	所管課等	人 員 (年月日現在)
知的障害者 相談員	市 町 長	知的障害者の福祉の増進を図るため、本人またはその保護者等からの相談に応じ、及び知的障害者の更生のために必要な援助を行う。	相談・援助については、市福祉事務所、町、児童委員（民生委員）、県健康福祉事務所、障害者更生相談所等の関係機関と緊密な連携を保ちながら遂行する。	知的障害者福祉法 第 15 条 の 2	障 害 福 祉 課	65 (2.4.1)
生徒指導 主任・主事	県教育委員会 市町教育委員会	学校における生徒指導の計画の策定、個別指導の実施等に当たる。また、校内における生徒指導関係事務の処理に当たる。	県内各公立小中学校、県立高等学校および県立特別支援学校において、学級担任等が行う生徒指導についての助言、保護者や関係機関との連絡調整等を行う。	学 校 教 育 法 施行規則第70 条 等	幼小中教育課 高校教育課	384 (2.4.1)
進路指導 主任・主事	県教育委員会 市町教育委員会	生徒の職業選択の指導、その他の進路の指導に当たる。	県内各公立小中学校、県立高等学校および県立特別支援学校において、学校における進路指導の組織の中核として、全校教職員間の連絡調整等に当たる。	学 校 教 育 法 施行規則第71 条 等	幼小中教育課 高校教育課	387 (2.4.1)
社会教育主事	県教育委員会、 市町教育委員会	社会教育を行う者に専門的、技術的な助言と指導を行う。 学校が社会教育関係団体、地域住民などの協力を得て教育活動を行う場合、助言を行う。	県および各市町の教育委員会事務局におかれており、社会教育法に基づく教育活動を行う。	社 会 教 育 法 第 9 条 の 2	生涯学習課	12 (2.4.1)
社会教育委員	県教育委員会、 市町教育委員会	社会教育に関し教育委員会に助言するため、諸計画の立案や研究調査等を行うほか、特に、市町の社会教育委員にあっては、当該市町の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者、その他の関係者に対して助言と指導を与える。	県および各市町におかれており、社会教育法に基づいて指導、助言や研究調査を行う。	社 会 教 育 法 第 15 条	生涯学習課	252 (3.1.25)